

# ドミニカ共和国政府による新型コロナウイルス対策措置について

令和4年1月5日  
在ドミニカ共和国日本国大使館

昨年12月27日、ドミニカ共和国厚生省は、新たに新型コロナウイルス感染症拡大抑制措置（決議第000069号）を発表しました。その措置概要は次のとおりです。

1 昨年10月8日に発出された厚生省決議第000048号の規定を履行するため、18歳以上の全ての者に対し、3回のワクチン接種から成る「COVID-19 ワクチン接種基本計画（Esquema de Vacunación Principal contra la COVID-19）」が開始される。なお、異種ワクチンの接種が推奨される。

2 「ワクチン接種基本計画」による3回目ワクチン接種は、2回目の接種後30日経過後に可能である。

3 厚生省は、例外として健康上の理由でワクチン接種ができない者に特別許可を与えることができる。

4 (1) 2022年1月31日より、18歳以上の者は、2021年10月8日付厚生省決議第000048号第3条に掲げる場所（以下※ご参考）において、3回接種の「COVID-19 ワクチン接種基本計画」完了を証明する、ワクチン接種カード又は同証明を提示しなければならない。

※ア 集団で利用する閉鎖された職場に出勤する場合

イ 公立、私立を問わず、あらゆる学校における対面授業に出席する場合

ウ 近距離、遠距離を問わず、あらゆる交通機関を利用する場合

エ 飲食店、バー、小売商店、ディスコ、クラブ、ショッピングモール、店舗、カジノ、スポーツ施設、その他の遊興施設へ入場する場合

(2) 要請される3回接種の提示に際しては、ドミニカ（共）国外で発行されたカード又は証明は有効なものとして受付ける。

(3) 期日後、「ワクチン基本計画」を完了していない者は、7日以内のPCR検査陰性証明を提示しなければならない。

(4) 12歳以上17歳以下の者に対する2回のワクチン接種カード・証明書、又は7日以内のPCR検査陰性証明の提示要請は引き続き有効とする。

5 2021年10月8日付厚生省決議第48号のその他の条項は引き続き有効とする。

6 保健当局による個別の勧告に従い、全ての12歳以上の者に対し、新型コロナウイルスワクチン接種の完了を推奨する。

今回の措置についての詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認いただけます。  
（厚生省決議第000069号）

<https://www.facebook.com/photo?fbid=285024153663295&set=pcb.285024243663286>

## 【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部（EMBAJADA DEL JAPON EN LA REPUBLICA DOMINICANA）

電話：1-809-567-3365

FAX：1-809-566-8013

メール：[consul@sd.mofa.go.jp](mailto:consul@sd.mofa.go.jp)